

# 恵庭市不動産流通サポート事業 説明書(不動産事業者向け)

◎登録を希望される事業者の方は、本説明書及び別添要綱を必ずお読みください。

## 目的

恵庭市(以下、「市」とする。)と市内不動産事業者が連携して「不動産の利活用の推進」「空き家発生抑制」に取り組むことを目的としています。

## 概要

### (1) 名簿への登録

#### ①提出書類

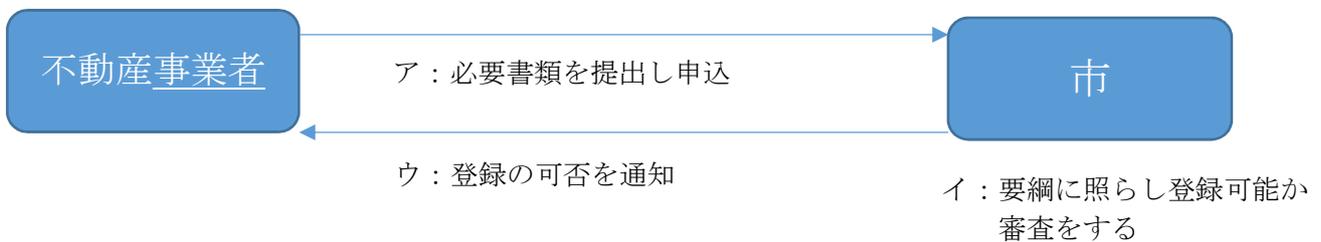
- ・ 恵庭市不動産流通サポート事業者登録申請書(様式第1号)
- ・ 宅地建物取引業者免許証(写)
- ・ 誓約書兼同意書(様式第2号)
- ・ 個人情報外部提供申出書(個人情報保護法第69条関係)

#### ②登録完了までの流れ(2週間程度)

ア: 事業参画を希望する場合、市へ上記書類を提出し申込みをしてください。

イ: 市は、事業者が恵庭市不動産流通サポート事業実施要綱に反していないか審査します。

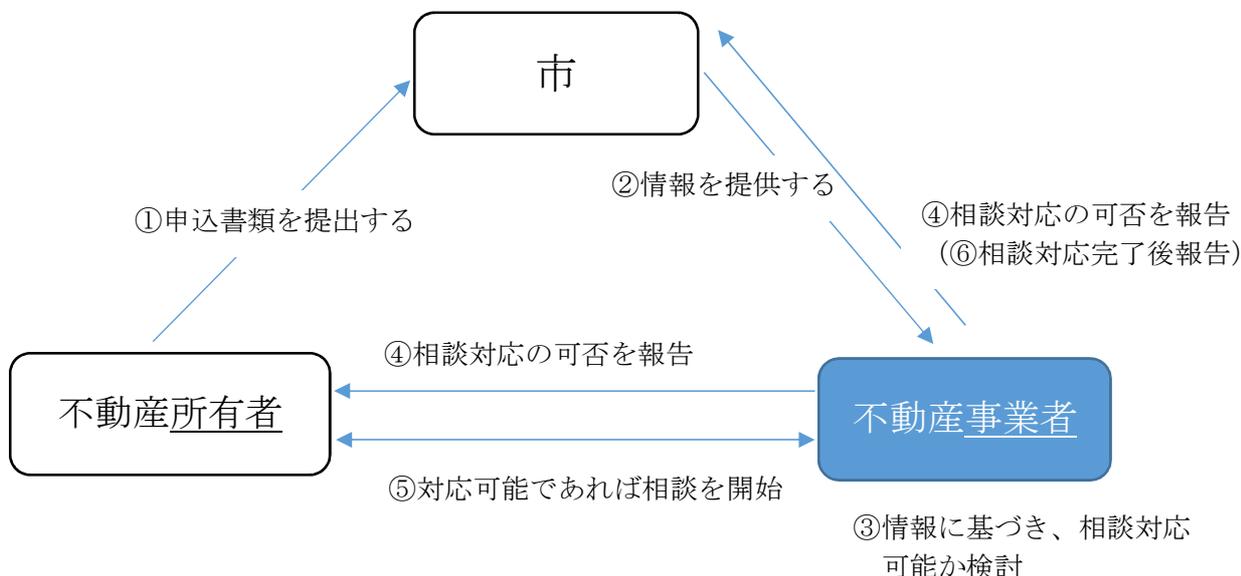
ウ: 審査結果に基づき、事業者登録結果通知書にて登録の可否を通知します。



### (2) 事業の流れ

- ① 本事業の利用を希望する場合、不動産所有者が情報提供をしたい登録事業者を名簿から選択し、「恵庭市不動産流通サポート事業利用申込書兼個人情報提供外部提供同意書」(以下、申込書とする。)を市へ提出します。 約1週間
- ② 市は、名簿で選択された登録事業者へ申込書記載の情報を提供します。
- ③ 市から提供を受けた情報を基に、相談対応可能かどうかを検討してください。 約1週間
- ④ 相談対応可能かなどを不動産所有者へ直接連絡するとともに、市にも報告してください。
- ⑤ 対応ができる場合、不動産に関する相談を開始してください。
- (⑥ 相談対応完了後は、2週間以内に市へ報告してください。)

(事業の流れイメージ図は次ページのとおり)



### (3) 対象不動産

恵庭市内の市街化区域内にある個人所有の土地・建物となります。

### (4) 相談対応

市から個人情報の提供を受けた際の不動産所有者との相談対応は、市を介さず直接行ってください。

#### ①費用の明示

不動産の利活用に関する相談・提案のうち、費用が発生するものについては、不動産所有者にその内容や費用の詳細を説明してください。

#### ②紛争解決

不動産所有者との相談・契約等に市は関与しません。紛争が生じた場合は、当事者同士で解決していただきます。

### 法令順守

事業への参画を希望する事業者は、関係する法令等を遵守し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講じるとともに、誠意をもって取り組むこととし、その旨を誓約していただきます。

なお、誓約に反した行為が認められた場合は、名簿からの登録を抹消するとともにその旨を市ホームページにて公開します。また、個人情報保護法に反した行為が認められた場合は、法に基づく罰則が科せられることがあります。

### 所管

本事業は、恵庭市企画振興部まちづくり拠点整備室 まちづくり推進課が所管しています。

以上のことをご理解の上、お申し込みください。

#### 【お問合せ先】

住 所 恵庭市京町1番地  
 担当課 恵庭市企画振興部  
           まちづくり拠点整備室  
           まちづくり推進課  
 電 話 0123-33-3131 (内 2335)  
 F A X 0123-33-3137